

敦賀市空き家・空き地情報バンク関連補助金 事業概要

空き家の利活用を目的として、次の4つの事業を行っています。ぜひご活用ください。

1. 敦賀市空き家・空き地情報バンク成約奨励金

事業内容	敦賀市空き家・空き地情報バンクに登録している空き家の売買および賃貸借契約等を締結した場合、仲介手数料の一部を補助します。 <u>※空き地は補助対象外です。</u>
補助対象者	敦賀市空き家・空き地情報バンクに当該空き家を登録している方
補助対象事業	不動産会社を媒介して契約を行うもの（契約の相手が3親等以内の親族の場合を除く。）
奨励金額	仲介手数料（消費税及び地方消費税相当額を除く）の 3分の2（千円未満の端数切り捨て）最大5万円

2. 敦賀市空き家家財道具等処分補助金

事業内容	敦賀市空き家・空き地情報バンクにすでに登録している、または登録する予定の空き家の家財道具等の処分に要する費用の一部を補助します。
補助対象者	次のすべてに該当する方 (ア) 対象となる空き家を、空き家・空き地情報バンクに登録、または登録する予定の方 (イ) 対象となる空き家をこの事業による補助金の交付を受けた日から、2年以上継続し空き家・空き地情報バンクに登録する意思がある方 ※第三者と売買または賃貸借契約等を締結することとなった場合を除く
補助対象事業	家財道具等の運搬を敦賀市一般廃棄物収集運搬許可業者に委託して行うもの。
補助金額	家財道具等の処分に要した費用（消費税及び地方消費税相当額を除く）の 3分の2（千円未満の端数切り捨て）最大5万円 対象費用：収集・運搬費、特定家庭用機器リサイクル料金、廃棄物処分費等
注意事項	補助金の交付決定前に、着手されている場合は、補助の対象となりません。

3. 敦賀市空き家診断促進事業

事業内容	敦賀市空き家・空き地情報バンクにすでに登録している、もしくは登録する予定、または購入を予定している空き家の診断に要する費用の一部を補助します。
補助対象者	空き家の所有者の方 (ア) 対象となる空き家を、空き家・空き地情報バンクに登録、または登録する予定の方 (イ) 対象となる空き家をこの事業による補助金の交付を受けた日から、2年以上継続して空き家・空き地情報バンクに登録する意思がある方 ※第三者と売買または賃貸借契約等を締結することとなった場合を除く 空き家を購入予定の方 (ア) 本事業の実施について所有者の承諾を得ている方
補助対象となる診断	空き家診断士が行う空き家診断とする。 ※空き家診断：既存住宅状況調査技術者講習登録規程第2条第4項に規定する既存住宅状況調査で、既存住宅状況調査方法基準（平成29年国土交通省告示第82号）に基づき実施するもの ※空き家診断士：建築士法の登録を受けた建築士事務所に属する既存住宅状況調査技術者（登録規程第2条第5項に規定されているもの）
補助金額	空き家診断に要した費用（消費税及び地方消費税相当額を除く）の 3分の2（千円未満の端数切り捨て）最大3万5千円
注意事項	補助金の交付決定前に、契約をされている場合は、補助の対象となりません。

4. 敦賀市空き家適正管理促進事業

事業内容	敦賀市に存する空き家を所有する方に対し、適正管理代行サービス費用の一部を補助します。
補助対象者	空き家などを所有する空き家管理代行サービスの利用者
補助対象事業	(ア) 外 観 調 査：空き家の腐朽、建材の飛散、敷地の雑草等の繁茂、害虫の発生等の状況を建物外部から目視により調査すること (イ) 建物内部確認：空き家の内部を目視にて点検し、雨漏りや壁紙の剥がれ等を確認すること (ウ) 内 部 換 気：空き家の窓、扉等の開口部を一定時間（30分程度）解放し、建物内の空気を入れ替えること (エ) 通 水：空き家の台所、洗面所、便所等の水道の通水を行うことをいう (オ) 郵便物確認：空き家の郵便受けにチラシ等の投函物が溜まっていないかを確認すること (カ) 敷地内の草刈り、選定：害虫の発生等を抑制するため、空き家の存する敷地の草刈りや植木が敷地境界を越えないよう剪定を行うこと (キ) 屋根の雪下ろし：空き家の屋根の損傷予防や敷地境界を越えて突発的に落雪しないよう事前に行うもの (ク) 空き家所有者等への報告：実施した管理代行サービスの内容を空き家所有者等へ書面により報告すること ※（ア）については継続的に実施するものとし、（ア）以外のサービスのみを単発的に実施するものは補助の対象になりません。
補助金額	管理代行サービスに要する費用（消費税及び地方消費税相当額を除く）の3分の1（千円未満の端数切り捨て）最大3万6千円／年 補助交付期間は着手する日が属する月から起算して36カ月を超えない期間となります。
注意事項	補助金の交付決定前に、着手をされている場合は、補助の対象となりません。

【その他の要件（4事業共通）】

敦賀市税を滞納している方や暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員である方は補助金の対象から除きます。

【その他の注意事項】 予算に限りがありますので、事前にご相談ください。



空き家・空き地情報バンク、空き家に関する情報はこちら

つるが空き家インフォ <https://tsuruga-akiya.jp/>



QRコード

問合せ先 敦賀市建設部 住宅政策課 電話番号：0770-22-8141